

# 香美町立柴山小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月4日

香美町立柴山小学校

## 1 学校の方針

校訓「自主 敬愛 協同」を踏まえ、ふるさとに愛着と誇りを持ち、柴山の未来を拓く子どもの育成に励むとし、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的考え方

本校の教育目標を「ふるさと柴山を愛し、共に学び支え合い、たくましく生きる子どもの育成～ふるさと・学び・笑顔・元気～」とし、重点目標を次の3点としている。

- (1) 生命と人権を基盤とし、安全・安心な学校・学級づくりを推進する。 (敬愛)
- (2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む指導の充実を図る。 (自主)
- (3) 地域の特色を生かし協働する柴山教育の深化を図る。 (協同)

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教職員集団が、個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応していく。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

## 3 いじめの定義

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

## 4 いじめ防止等の指導体制等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラー等、心理に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

#### 別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙3 年間指導計画

### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙4 組織的対応

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

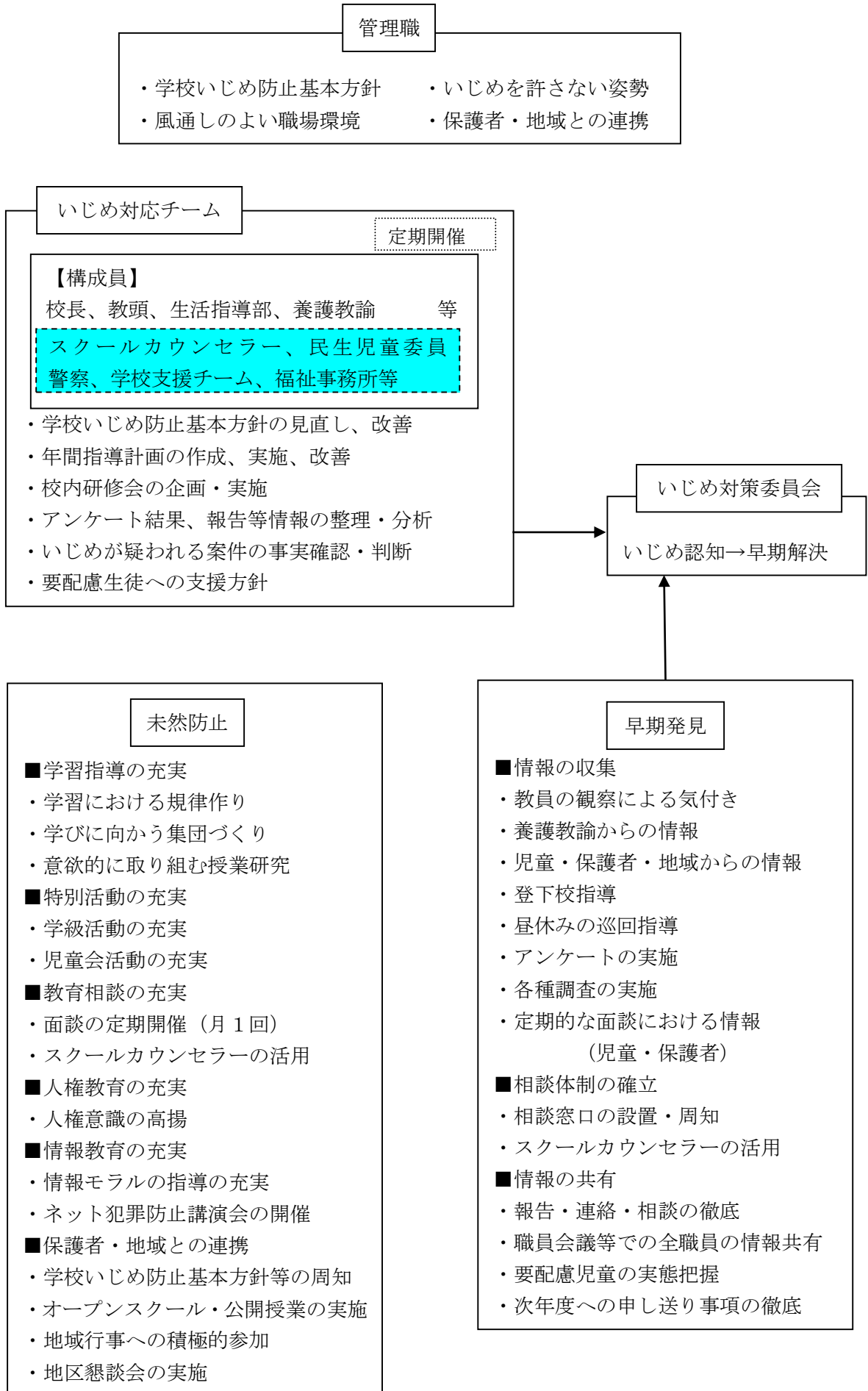
### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、香美町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

## 6 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区懇談会、学年別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

### いじめられている子

#### ◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくどき涙ぐんでいる

#### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

#### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

#### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前に幼稚園との情報交換	授業公開
		保護者・児童への周知	
		学級づくり	家庭訪問
		地域行事参加	ナイター懇談会
5月		職員研修会	
			教育相談
		地域行事参加	
6月	事案発生時	クリーン作戦	教えてアンケート①
		情報モラル講座	授業公開 教育相談
		地域行事参加	
7月	いじめ対策委員会		教育相談
			学校評議員会
		地域行事参加	個別懇談
8月	職員会議	地域行事参加	学校保健委員会
		生徒指導・カウンセリング研修	
		クリーン作戦	
9月	いじめ対策委員会		
		地域行事参加	教育相談
10月	いじめ対策委員会	地域行事参加	教育相談
			オープンスクール
11月	いじめ対策委員会	地域行事参加	教育相談
		感謝のつどい	教えてアンケート②
			人権参観日
12月	職員会議	地域行事参加	教育相談
			個別懇談
1月	いじめ対策委員会	地域行事参加	教育相談・オープンスクール
			教えてアンケート③
2月	いじめ対策委員会	地域行事参加	教育相談
			学校関係者評価委員会
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	地域行事参加	教育相談
			個別懇談

**職員会議等**

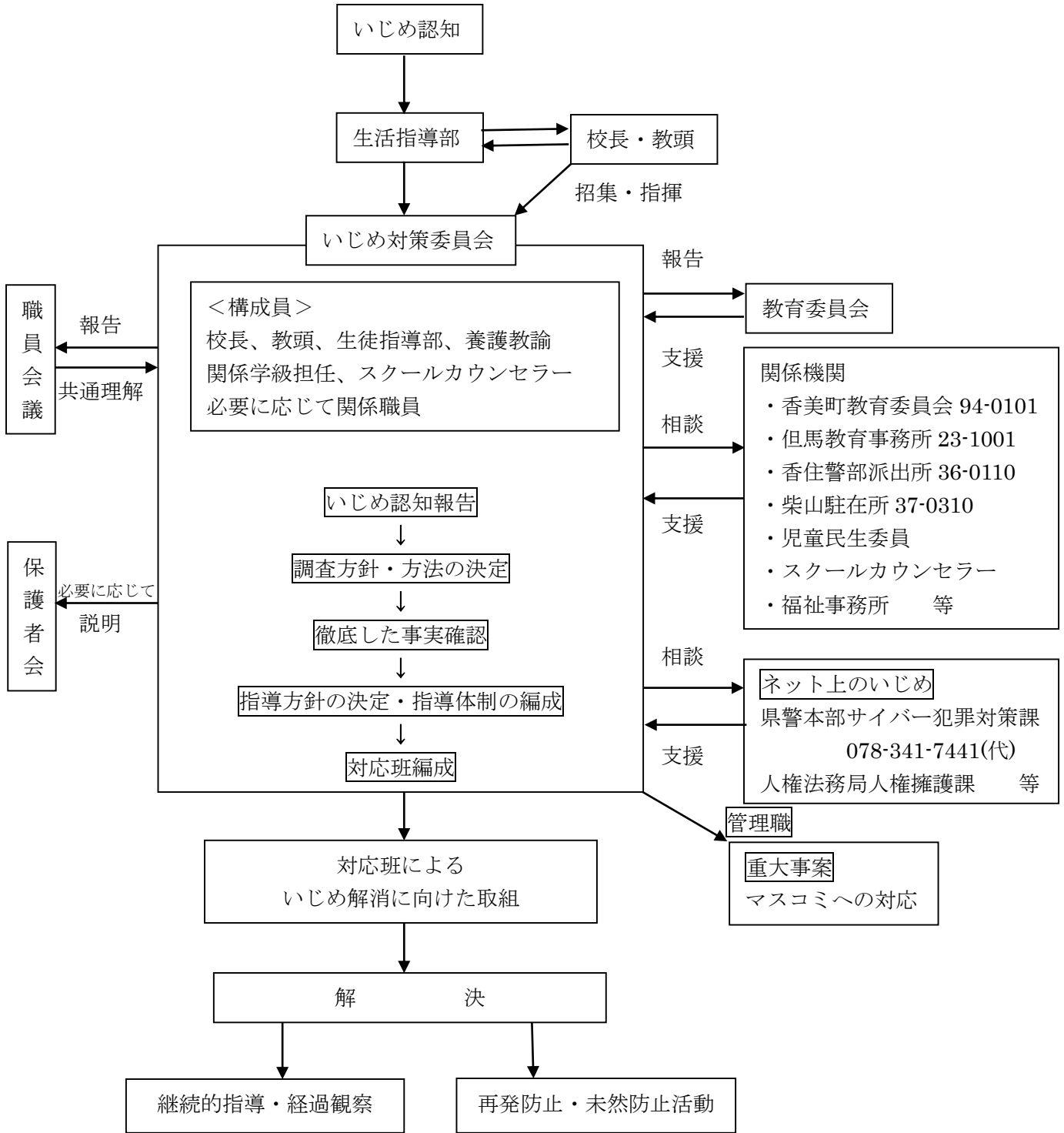
- いじめ対応チームは、スクールカウンセラーを交え1ヶ月に一度程度、児童の情報交換、要配慮児童の観察などについて会議をする。

**未然防止に向けた取り組み**

- 入学前に幼稚園との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 定期的に登下校指導を実施する。
- 定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- 三番叟参加等、地域伝統行事に積極的に参加させる。
- 飼育小屋で兔を飼育し、児童たちの感性を磨くとともに心の安定を得る。
- 公民館行事のアドベンチャー柴山、地区祭、カニ初競り祭等、地域行事に積極的に参加し、社会性の育成を図っていく。

**早期発見に向けた取り組み**

- いじめアンケートは年3回実施。(教えてアンケート)
- 小規模校の利点を生かし、児童の日常の微妙な変化に対応する。
- 保護者・地域の方の情報を把握し、すばやく対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、全校児童あるいは低・高学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。